
学校いじめ防止基本方針

福井市足羽小学校

令和7年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の策定に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切にし、他者を思いやり、勇気をもって行動できる人として児童を育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- 同等な立場でのけんかやふざけ合いのようであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行い、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○園小連携の充実

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係わる取組を促します。

(2) 学校評価への位置付け

いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等の取組のさらなる改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ・不登校等対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対応している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動、特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について、「足羽小スマートルール」を活用しながら、呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

以下の児童に対しては、特に配慮して支援、指導を行います。

- ① 発達障害等の障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ③ 性同一性障害などの性自認に係る児童
- ④ 東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

OSOSの出し方の関する教育

危機的状況に対応するため、援助希望行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を高学年中心に行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

担任だけでなく、全職員で児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックやいじめの実態調査を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年に２回（９月、１月）アンケートを実施し、回答をもとに聞き取り調査を行います。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

（６）いじめの解消

いじめの解消については、①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（３か月を目安）を経過していること、②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること、の２つの要件をみたしているか確認し、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断します。

（７）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任
教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための心の居場所づくりについての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

- (活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

組織図について（解説）

A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織が「いじめ対策委員会」です。
- ・いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間行動計画を立てて、方針や対策を決定します。
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる子ども」を育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行います。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや面談を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」を立ち上げる指示を出します。

B いじめ対応サポート班（リーダー：生徒指導主事）の機能

- ・ いじめ事案に対する対応策を立案します。
- ・ 個別面談による情報収集を行います。
- ・ 継続的な支援を行います。
- ・ 保護者や地域社会との連携をとります。
- ・ 気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催します。
- ・ 対応が困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得ます。

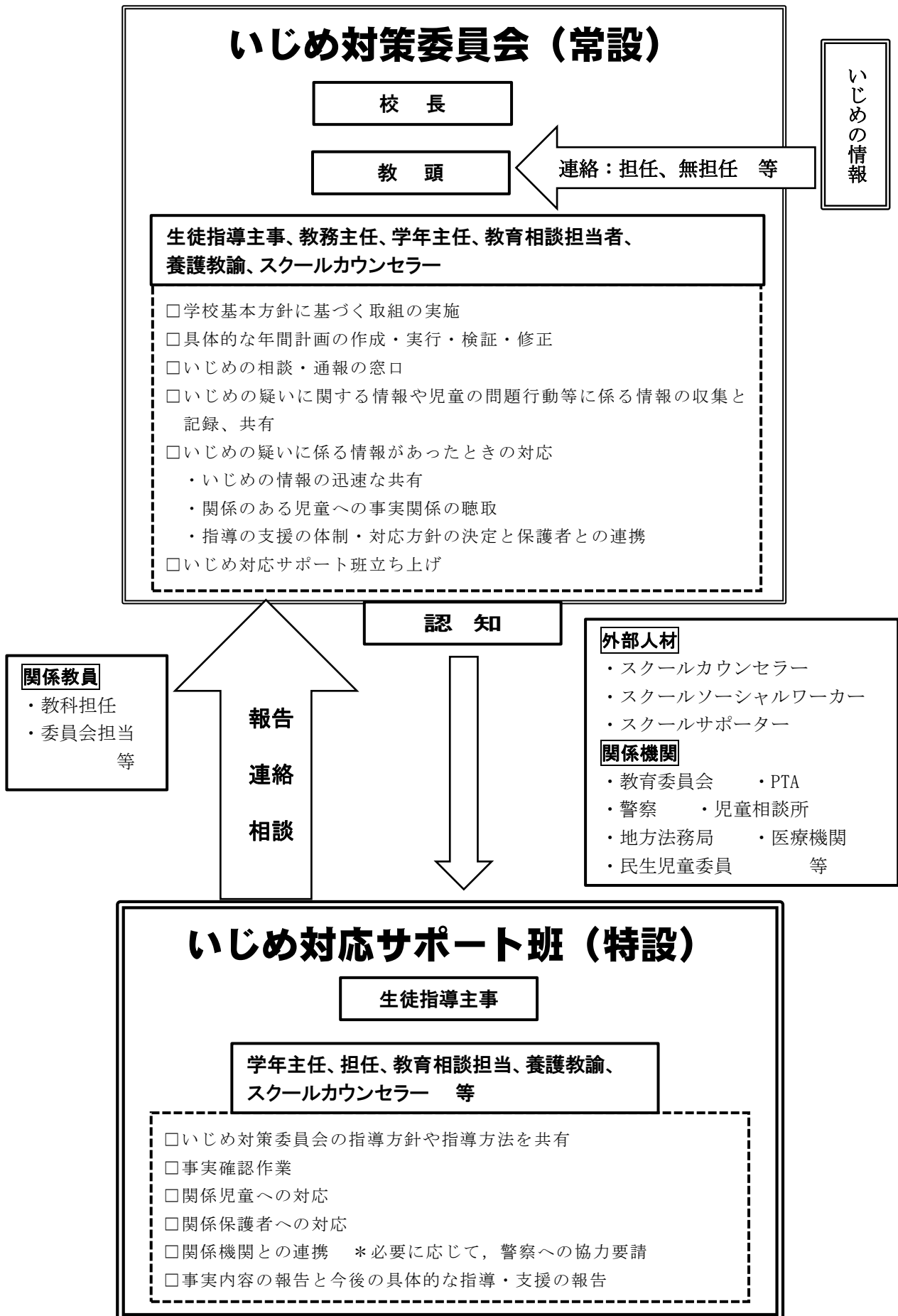
C 教育委員会との連携（リーダー：校長）

- ・ いじめが起きた場合には、状況に応じて、市町教育委員会との早急な連携を図ります。
- ・ いじめの状況について速やかに報告します。
- ・ 「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。
- ・ 今後の対応についての相談をします。
- ・ 状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・ 他の関係機関との連携の必要性について相談します。

D 関係機関との連携（リーダー：教頭）

- ・ いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。
- ・ 対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・ 家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

(3) 組織図



いじめ対策の年間行動計画について

いじめ問題への対策をより具体的に進めるための年間行動を実施するにあたって、共通理解すべき事柄をまとめました。

年間行動計画をもとに実践を進め、学期を区切りとして検証を計画的に行い、課題を洗い出しながら次のステップへ進んでいきます。このPDCAサイクルがより有効に機能するように、適切な時期にアンケート調査や取組評価アンケート、アンケートに基づいたいじめ対策委員会の協議や校内研修などを年間行動計画として位置付けていきます。

この計画は、職員会議や校内研修など学校全体で取り組む内容と学年単位で取り組む内容を表や図で表し、取り組むべき内容が一覧できるようにしてあります。

A 事前準備

- ・計画の事前準備として学校の実態把握の資料収集を行い、いじめに対してどのような内容をどの程度行えばよいかを整理していきます。

B 年間計画作成

- ・年間計画の作成に当たっては、PDCAサイクルで取組を行うために、振り返りや見直しを行う時期を決定します。また、各学期の終わり、前期と後期など、振り返る時期を設定し、それに合わせて「取組評価アンケート」の実施、見直しの会議の時期、校内研修の時期などを決定します。
- ・「取組評価アンケート」は、数値の変化を手がかりに学校や学級の状態を把握することができる項目で、繰り返し行い比較可能な形式で行うことが大切です。質問項目は、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究推進事業」で用いられる質問紙調査が参考となります。

★「学校が楽しいですか。」「みんなで何かをするのは楽しいですか。」「授業がよくわかりますか。」など

- ・学年や学校全体で行う絆づくりや居場所づくり等いじめの未然防止に関わる活動をPDCAサイクルの期間内に少なくとも1回は実施するように計画します。

C 作成にあたり留意した点

- ・いじめの未然防止の大きな視点として、授業改善が挙げられます。授業を担当する教員は少なくとも年間1回は授業を参観して指導法を学び、「分かる」授業づくりに努めます。
- ・分かる授業、すべての児童が参加できる授業、学校のルールが守られている授業となっているかをお互いに見合い、高めていくような授業改善を行い、校内研究を実施します。
- ・特別活動や学校行事の中で、未然防止を意識した活動等を入れてあります。例えば、6月に足羽山集会を行い、異学年集団で協力して楽しみながら山を登る活動を行います。
- ・小学校と中学校との交流、あるいは小中が連携して行う活動が入っています。
- ・いじめが起きやすい時期（5～6月、9～10月）には、児童が主体的に活動する児童会主催の「いじめ撲滅強化月間」等を設定し、いじめ防止に向けた集会や委員会の活動などを計画的に実施します。また、教育相談週間等も実施します。
- ・全員の児童と学級担任等が話をする個別面談、教育相談の期間が設定してあります。
- ・年間計画に従って未然防止に係る活動を進めながら、定期的に教員の自己評価や学校評価を行い、取組みの改善を行います。
- ・作成した学校いじめ基本方針（組織図や年間行動計画を含む。）は、ホームページで保護者や地域に広く公開し、理解を得ながら、協力していじめ問題に取り組む体制づくりを行います。

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間行動計画策定 ↓ 職員会議 ・年間行動計画の周知 ↓ ホームページ ・基本方針の公開 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応 職員会議 ・校内研修計画 ・人権教育、道徳教育、読書活動計画	アンケート調査 （心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・5、6年生の絆づくり 縦割り班活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感 授業参観・学級懇談 障がいの理解授業（低学年）					
5月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査をもとに、定期的に状況把握 全体研究会（計画）等 ・現職教育	アンケート調査 （心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 授業研究 春の遠足（1, 2年） （絆づくり） 足羽山児童集会計画 ・自主的活動計画 ・リーダー育成 ・自己有用感 小中連携事業 4年 ・地域清掃ボランティア 障がいの理解授業（中学年） 宿泊体験活動5年 ・自主的活動計画 ・リーダー育成 ・絆づくり スクールカウンセラーとの面談					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・情報、意見収集	アンケート調査 （心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 教育相談週間 個人面談（全員） 足羽山児童集会（縦割り班活動） ・リーダー育成 ・思いやりの育成 ・自己有用感 ・居場所づくり ・絆づくり 障がいの理解授業（高学年） 授業研究					

気がかりな事案がある場合は、随時電話連絡や家庭訪問を行う。

〔7～9月〕

福井市足羽小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談					
8月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏期休業前指導 いじめに関する校内研修会 ・一学期の反省 ・二学期からの取組	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 ・分析等をもとにした振り返り ・8月授業開始に向けて ↓ 職員会議 ・取組重点項目確認 家庭訪問（気がかりな児童中心に）					
9月	いじめ対策委員会 ・夏期休業後、児童の状況把握	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 校内体育大会計画 ・リーダー育成 ・自己有用感 ・縦割り班の絆 いじめアンケート調査①（保護者）→集計 対応 校内体育大会					

気がかりな事案がある場合は、随時電話連絡や家庭訪問を行う。

〔10～12月〕

福井市足羽小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・秋季休業前指導	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 教育相談週間 個人面談（全員） 小中連携事業（光陽中校区あいさつ運動） 修学旅行 6年 ・自主的活動計画 ・コミュニケーション力向上 ・絆づくり					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 人権教育・人権週間 ・人権チェック ・人権集会の実施 ・ありがとう週間等	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 読書月間 ・親子読書 ・読書週間 授業研究 落ち葉はき（各学年）					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導 保護者会 ・情報、意見収集	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 授業研究 アンケート調査（学校評価）→集計 ・教職員 ・児童 ・保護者					

気がかりな事案がある場合は、随時電話連絡や家庭訪問を行う。

〔1～3月〕

福井市足羽小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・休み明け指導	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 アンケート調査（学校評価）→集計 ・省察 ・次年度に向けての対策 いじめアンケート調査②（保護者）→集計 対応					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 わくわく交流デー 1・4年 ・新たな絆づくり ・異校種との交流 中学校体験入学 6年 ・新たな絆 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次学年への自覚 感謝の集い・地域の人との交流					
3月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・春期休業前指導 ・年度の振り返り ・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・課題解決 ・計画確認 情報発信 ・アンケート結果	アンケート調査（心のお天気カード）→報告 → 個々の個人面談 アンケート調査（学校評価）→確認 ・地域学校協議会の意見を次年度へ活かす ・次年度の計画					

気がかりな事案がある場合は、随時電話連絡や家庭訪問を行う。